

質疑・回答書

告示番号		件名	豊中市立武道館ひびき及び豊中市立青年の家いぶき大規模改修工事設計委託
No	質疑事項	回答	
1	<p>委託概要書9. 追記にて「当委託業務に於いて設備設計で再委任を行うことは不可とする。」と記載が有りますが、設備の協力事務所で建築設備士が複数在籍し、豊中市における物件の設計実績を多数持っていたとしても、再委任は不可でしょうか。また不可にする理由をお示ください。</p>	<p>今回予定の建築工事及び設備工事はそれぞれ同規模であり、本業務の主たる部分が意匠・設備設計共であるため、豊中市のホームページに掲載している契約検査課要綱一覧の「再委託に関するガイドライン」に基づき、再委任は不可としています。「当該業務に付随する業務」「当該業務の中心的なものに対し補助的な業務」と想定する構造設計業務・積算業務の再委任は、契約後に市の書面による承諾を得た上で可能とします。</p>	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp